

神港神第 1280 号
令和 4 年 10 月 11 日

運動公園利用者 各位

各運動公園の適正利用について（お願い）

平素は、神戸市港湾行政ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、本日は各運動公園の利用に関するお願い及び注意喚起として、利用者登録をされている皆様に本メールを送信させていただいています。

兵庫運動公園に隣接する企業様から、兵庫運動公園から打ち込まれたと思われるソフトボールにより、駐輪場の屋根が破損したとの通報がありました。

各運動公園においては、ソフトボール等の球技を想定してネットフェンスを設置するなどの防球対策を行っていますが、バッターボックス以外での打撃練習を想定した高さとなっていません。

バッターボックス以外でボールを打つ行為やトスバッティング等の練習は、打ったボールがフェンスを越える場合がありますので決して行わないよう、ご協力をお願いいたします。

なお、利用者により、第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において修繕等の対応とともに、下記に連絡先にご一報をお願いいたします。

今後、このような被害が続くようであれば、使用方法等を再検討する必要があるため、利用者の皆様におかれましては、使用要綱等に基づいて適切に使用していただくよう、お願いいたします。

神戸市港湾局神戸港管理事務所
電話：(078) 304-2501